

**つくばスマートシティ協議会**

**臨時総会資料**

**令和2年1月10日**



総 会 次 第

- 1 第1号議案 令和元年度 国補正予算「スマートシティモデル事業」への提案・申請  
(案)について
- 2 参 考 協議会名簿
- 3 つくばスマートシティ協議会規約

## 第1号議案

### 令和元年度 国補正予算「スマートシティモデル事業」への提案・申請（案）

#### 1 国土交通省 補正予算「スマートシティモデル事業」の概要

- (1) 事業趣旨：スマートシティの取組みをより一層加速化するため、先進的な取組みを行う団体から、スマートシティの推進による経済効果が期待される実証実験を行うモデル事業を公募する。
- (2) 申請主体：国土交通省「スマートシティモデル事業」において、「先行モデルプロジェクト（15団体）」に選定された事業の協議会等の団体。
- (3) 予算額：1団体上限1千万円（総額約7千万円）
- (4) 補助率：10/10（委託）
- (5) 支援内容：協議会が取り組むスマートシティ実証実験に対する経費
- (6) 応募期限：1月15日（水）※選定された場合は次年度への繰越可
- (7) 事業選定：選定事業数は、地域特性を踏まえ、4～8事業程度

#### 2 本協議会で提案・申請する実証実験の内容（提案・申請額：約1千万円）

高齢者や障害者、子供も含めて誰もが安心・安全かつスマートに移動できるまちづくりを実現するため、顔認証技術を活用した公共交通機関の利便性の向上及び小型モビリティを活用した移動支援を目的とする以下の二つの実証実験に取り組む。

- (1) つくばの研究機関をめぐる路線バス（サイエンスツアーバス）における顔認証技術によるバスの乗車と移動先の受付サービス等を連動させる実証実験。
- (2) 高齢者や交通弱者が安心安全に移動できるよう、障害物検知や安全停止機能、生理状態の異常検知機能等を有する小型モビリティの屋内外走行実験。

※ 詳細は次頁企画提案書のとおり



## つくばスマートシティ協議会名簿

企 業	研究機関	地方自治体
鹿島建設株式会社	国立大学法人筑波大学	茨城県
関東鉄道株式会社	国立研究開発法人産業技術総合研究所	つくば市
KDDI 株式会社		
C Y B E R D Y N E 株式会社		
株式会社常陽銀行		
日本電気株式会社		
株式会社日立製作所		
三菱電機株式会社		

# つくばスマートシティ協議会規約

(令和元年6月27日制定)

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は、つくばスマートシティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、各機関が協力・連携して、高齢者や障害者など、誰もが安全・安心に生活していくための基盤となる移動について、A I や I O T等の最先端技術を活用した次世代モビリティを社会実装し、自動車依存度が高い地方都市における課題解決モデルとして構築することを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スマートシティの構築に関すること
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要なこと

### (組織)

第4条 協議会は、スマートシティの構築に関して、多角的に政策の方向性を検討するため、最高運営会議を設置することができる。

- 2 協議会は、事業の円滑な推進を図るため、事業内容に応じて、委員会を設置することができる。
- 3 協議会は、必要に応じて、外部識者等を参加させることができる。

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する企業、研究機関、地方公共団体、その他の団体とする。

### (入会)

第6条 協議会に入会しようとする者は、様式第1号の入会申込書により会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は会長の承認をもって成立するものとする。

### (退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、その旨を様式第2号により会長に届けなければならない。

- 2 退会は会長の承認をもって成立するものとする。

(除名)

第8条 会員が、協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立の目的に反する行為をしたときは、総会において会員の過半数の賛同を得られたときはこれを除名することができる。

### 第3章 役員

(役員)

第9条 協議会には、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 監事 1名

2 役員は、総会において選出する。

3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第10条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 監事は、会務及び会計を監査する。

### 第4章 会議

(総会)

第11条 総会は会員によって構成し、原則として年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。総会を開催する暇がないとき、もしくは軽微な事案の場合には、書面により総会を行うこともできるものとする。

2 総会は会長が召集する。

3 総会は次の事項を審議し、決定する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 規約の改正

(4) その他、協議会の運営に関する重要事項

### 第5章 会計

(会計)

第12条 協議会が第2条の目的達成のために行う事業の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、協議会において事業の内容等を考慮し、応分の負担金額を決定する。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

4 協議会の予算は、毎会計年度開始前に作成し、総会の承認を得なければならない。

5 前項の規定にかかわらず、総会の承認の前の収入支出については、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

6 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

## 第6章 その他

### (事務局)

- 第13条 協議会の事務を処理するため、茨城県産業戦略部技術振興局内に事務局を置く。
- 2 事務局は、原則として茨城県、筑波大学及びつくば市の職員をもって構成する。
  - 3 事務局には、事務局長、副事務局長、次長、総括補佐及び書記をもって構成し、会長が委嘱する。
  - 4 事務局長は、会長が任命する。

### (解散)

- 第14条 協議会は、事業の目的を達成したとき、総会の議決を経て解散する。

### (雑則)

- 第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 付 則

- 1 この規約は、令和元年6月27日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の監事の任期は、第9条第3項の規定にかかわらず、設立日から令和2年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立当初の会計年度は、第12条第3項の規定にかかわらず、設立日から令和2年3月31日までとする。